

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十四条の二の規定に基づき、登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十  
六条第一項関係）

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十  
六条第一項関係）

〔第一・第二略〕  
第三 無線設備

〔第一・第二 同上〕  
第三 無線設備

〔一・一の二 略〕  
二 電気的特性の検査

〔一・一の二 同上〕  
二 電気的特性の検査

〔表 略〕

〔表 同上〕

注1 この表による電気的特性の検査の項目以外に、総務大臣が特に必要と認める検査項目等  
は、告示で定めるものとする。

注1 この表による電気的特性の検査の項目以外に、総務大臣が特に必要と認める検査項目等  
は、告示で定めるものとする。

2 船舶地球局（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置に限る。）の検査の項目  
は、この表の船舶地球局の項の規定にかかわらず、この表の船舶局の項の規定を適用する  
ものとする。

〔新設〕  
2 この表による検査の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該検査を  
実施することが困難又は不合理であると総合通信局長が認めるものについては、この限り  
でない。

3 この表による検査の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該検査を  
実施することが困難又は不合理であると総合通信局長が認めるものについては、この限り  
でない。

2 この表による検査の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該検査を  
実施することが困難又は不合理であると総合通信局長が認めるものについては、この限り  
でない。

〔三 略〕

〔三 同上〕

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

〔第一 略〕  
第二 略

〔第一 略〕  
第二 同上

第三 無線設備

第三 無線設備

〔一・一の二 略〕

〔一・一の二 同上〕

二 電気的特性の点検

二 電気的特性の点検

〔表 略〕

〔表 同上〕

注1 この表による電気的特性の点検の項目以外に、総務大臣が特に必要と認める点検項目等  
は、告示で定めるものとする。

注1 この表による電気的特性の点検の項目以外に、総務大臣が特に必要と認める点検項目等  
は、告示で定めるものとする。

2 この表において「ATCトランスポンダ」は、航空交通管制用自動応答装置、「機上D  
ME」は、機上距離測定装置、「機上タカン」は、機上距離／方位測定装置及び「ACA  
S-1」及び

2 この表において「ATCトランスポンダ」は、航空交通管制用自動応答装置、「機上D  
ME」は、機上距離測定装置、「機上タカン」は、機上距離／方位測定装置及び「ACA  
S-1」及び

3 船舶地球局（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置に限る。）の点検の項目  
は、この表の船舶地球局の項の規定にかかわらず、この表の船舶局の項の規定を適用する  
ものとする。

〔新設〕  
3 この表による点検の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該点検を

4 この表による点検の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該点検を

実施することが困難又は不合理であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

〔三略〕

実施することが困難又は不合理であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

〔三同上〕

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。